

岩手県告示第376号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和元年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和元年5月15日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社片山建設
  - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市三陸町越喜来字肥の田31
  - ウ 代表者の氏名 片山和一良
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第1296号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成31年3月28日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和元年9月25日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社高橋重機
  - イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町沢内字弁天25地割7番地
  - ウ 代表者の氏名 高橋浩幸
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第4744号
- (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和元年9月20日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和元年9月24日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 久慈タイル工業
  - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町二日町字大橋26番地1
  - ウ 代表者の氏名 久慈實
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第5194号
- (3) 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和元年9月11日付けでタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和元年10月11日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 大坪建築
  - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市手代森14地割16番地409
  - ウ 代表者の氏名 大坪謙次郎
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第8990号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和元年9月30日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和元年9月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社佐々忠

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町字富岡115番地1

ウ 代表者の氏名 佐々木秀光

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第9228号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年9月9日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和元年10月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社高島表具内装店

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市南大通三丁目4番21号

ウ 代表者の氏名 高嶋誠

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第20464号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年10月4日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和元年9月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 細界建築企画

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ五丁目4番48号

ウ 代表者の氏名 細界光良

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-01)第20795号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年9月20日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和元年9月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社岩手都市開発

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市山岸四丁目9番1号

ウ 代表者の氏名 太田恭広

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第20907号

(3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年9月5日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和元年10月1日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社 d o o r s
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮六丁目30番21号
- ウ 代表者の氏名 八木禅
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第20929号
- (3) 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和元年9月30日付けで屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 令和元年10月9日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 成咲工務店
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町好地5地割61番地3
- ウ 代表者の氏名 佐々木正輝
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第40085号
- (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和元年9月26日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 令和元年10月3日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 大丸コンクリート株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町前田2区137番地
- ウ 代表者の氏名 山田豊
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第40167号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和元年9月27日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 12(1) 処分をした年月日 令和元年9月26日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 リックス株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 北上市相去町大松沢1番地64
- ウ 代表者の氏名 五ノ井稔
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第50307号
- (3) 処分の内容 とび土工工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和元年9月26日付けでとび土工工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 13(1) 処分をした年月日 令和元年9月30日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社アセットイノベーション
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢佐倉河字後樋35番地1
- ウ 代表者の氏名 中澤加那子
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-31）第60226号
- (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年9月19日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 令和元年10月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社エムズ

イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字境田63番地6

ウ 代表者の氏名 三浦英樹

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第70160号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年10月8日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 令和元年8月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 荒沢土建

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町種市第23地割71番地2

ウ 代表者の氏名 荒沢茂幸

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第140079号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和元年8月13日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。